

定 款

三洋化成工業株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は三洋化成工業株式会社と称する。その英文名は、SANYO CHEMICAL INDUSTRIES, LTD.とする。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- ① 各種界面活性剤およびその応用・加工製品の製造、販売
- ② 合成樹脂その他高分子化合物およびその応用・加工製品の製造、販売
- ③ 有機合成薬品その他各種化学製品の製造、販売
- ④ 医薬品、医薬部外品、医療機器、農薬および化粧品の製造、販売
- ⑤ 各種電池・電池応用製品、各種電池用工業薬品の製造、販売
- ⑥ 建設用資材の製造、販売ならびに工事の施工、請負
- ⑦ 前各号に関連する機械器具および装置の設計、製作、据付、販売ならびに技術指導
- ⑧ 倉庫業
- ⑨ 産業廃棄物の収集・運搬、処理業
- ⑩ 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は本店を京都市におく。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数、単元株式数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は51,591,200株とする。

2. 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱およびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、その2週間前に公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(総会招集の時期)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。

2. 前項のほか、必要あるときは隨時に臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会長がこれに当たり、取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がその順位に従ってこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第18条 代理人をもって議決権を行使しようとする株主は、その議決権の行使を当会社の議決権を有する株主1名に委任しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員および選任)

第19条 株主総会において取締役12名以内を選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第23条 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集の通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の定員および選任)

第27条 株主総会において監査役4名以内を選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集の通知は、会日の2日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 期末剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。